

神戸市都市局所管再開発ビル保留床等管理運営事業者募集審査 委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、神戸市都市局所管再開発ビル保留床等管理運営事業者募集（以下「本事業」という。）における応募事業者からの提案書を審査するにあたり、公正かつ適正に選定を行うための審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、組織運営に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げるものを委員として構成する。

- (1) 市街地整備部長
 - (2) 調整担当部長
 - (3) 建築技術部設備課長
 - (4) 市街地整備部市街地整備課長
 - (5) 市街地整備部再開発・にぎわいづくり担当課長
- 2 委員長は市街地整備部長をもってあてる。
- 3 委員長は委員会を代表し、会議の議長として会務の掌理にあたる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを委員として指名することができる。
- 5 委員長に事故のあるときは、予め委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要の都度に委員長が随時招集し、その議事を掌理する。

(会の成立)

第5条 委員会は、全委員の過半数の出席をもって成立とする。

(所掌事務)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 本募集により応募された提案書を審査し、これに基づいて応募事業者の内容審査通過者等を決定すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(議事の採決)

第7条 委員会の議事における採決は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、幅広い専門的見地からの意見を審査の参考とするために専門的知見を有する者等を会議に出席させ、その意見を聞くことができるものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、住宅都市局市街地整備部市街地整備課推進係に設置する。なお、事務局は委員会の庶務を兼任する。

(施行細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成25年12月9日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年12月15日から施行する。

この要項は、平成30年11月1日から施行する。